

平成 22 年度携帯電話販売店への立入調査結果概要

平成 22 年 12 月
埼玉県県民生活部青少年課

1 調査の目的

埼玉県青少年健全育成条例に基づき、当条例の内容が遵守されているかどうかを確認するために、携帯電話販売店に立ち入り、業務の状況を調査する。

2 調査方法 店舗の責任者等への職員による聞き取り調査

3 調査期間 平成 22 年 10 月 1 日～12 月 1 日

4 調査店舗数 586 店

5 調査結果

(1) 条例の遵守状況

適 正 536 店 (91.5%)

不 適 50 店 (8.5%)

(2) 主な調査項目別の状況

ア 契約締結時の説明

①有害情報閲覧の危険性 ②犯罪に巻き込まれる危険性
③解除には理由が必要

適 正 98.7%※1

不 適 8 店舗 (説明しない、説明するが不十分)

イ 説明書の交付

適 正 96.7%※1

不 適 20 店舗 (交付しない、欲しい人にだけ渡す、スタッフにより対応が異なる)

ウ 書面によるフィルタリング解除の手続き

適 正 99.3%※1

不 適 4 店舗 (新規契約で解除する場合申出書の提出を求めない等)

エ 解除申出書の保存

適 正 94.8%※2

不 適 29 店舗 (保存していない、店舗でのみ保存するが保存期間が短期)

(注)

※1 家電量販店など複数の事業者の携帯電話を取り扱っている店舗のうち事業者により回答内容が異なる場合があるため、積算の店舗数を 609 としている。

※2 家電量販店など複数の事業者の携帯電話を取り扱っている店舗などでフィルタリングを解除することができない店舗があり、その数を除いたため、積算の店舗数を 560 としている。